



Title	東欧に関する連合国の戦争目的, 1941-1945 (I)
Author(s)	伊東, 孝之; Ito, Takayuki
Citation	スラヴ研究, 21, 189-215
Issue Date	1976
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5065
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113034_r.pdf



東欧に関する連合国の戦争目的 1941-1945 (1)

伊 東 孝 之

目 次

- I. はじめに
- II. 民族自決と安全保障—ソ連の西方国境をめぐる(1941年6月-1943年2月)
 1. 宣言としての戦争目的—大西洋憲章とその周辺
 2. 大国の諒解事項としての戦争目的—英ソ交渉
 3. 英ソ条約の締結とアメリカ
 4. 戦後秩序の模索(以上本号)
 5. 東欧諸国の動向(以下次号)
- III. 共同責任と勢力圏—東欧経営の原則をめぐる(1943年3月-1944年6月)
- IV. 住民の意思と大国の政策—解放地域の政権をめぐる(1944年7月-1945年8月)
- V. む す び

I. はじめに

東欧諸国の戦後史が、国際政治的諸条件の決定的な影響の下に形成されたということは、妥当な仮定であろうと思われる。たしかに、いずれの国の歴史においても、結局はその国自身の歴史的・国内的要因が決定的役割を果たすという主張は正しいだろう。いわゆる東欧諸国の「多様化」現象は、これら諸国の歴史的・国内的要因が復権しつつある証左と見ることができる。しかし、一定の時期に、外的な要因が優越した役割を果たすという可能性も全く除外することはできないだろう。第2次大戦までの東欧諸国の歴史は、顕著な多様性を特徴とした。近年の東欧諸国は、たしかに50年代と比べると「多様化」現象を呈しているが、戦前と比較すれば、なお驚くほどの一様性を示しているという印象を禁じ難い。こうしたことは、戦後これらの諸国に一樣に作用した外的な要因、すなわち国際政治的条件の存在を仮定することなしには、到底説明することができないだろう。ところで、戦後の国際政治的条件の成立にもっとも大きく寄与したのは、戦時中の連合国の戦争目的政策であった。本稿は、このような関心から、戦後東欧史を規定した決定的要因としての、第2次大戦中の連合国の戦争目的政策を考察せんとするものである。

しかしながら、東欧に関する連合国の戦争目的政策は、たんに戦後東欧史にその刻印を残したのみではなかった。今日、多くの論者が一致して見るところでは、冷戦の第1次的原因は、東欧の戦後処理をめぐる連合国の対立に存した¹⁾。すなわち、東欧に関する連合国の戦争目的政策は、常に東欧諸国の戦後史のみならず、また冷戦の影響が普遍的であった限りで、日本を含むその他のすべての国々の戦後史にもその決定的な刻印を与えている

1) これについては、アメリカにおける冷戦起源論争と関連して無数の文献が存在するが、さしあたり N. A. Graebner の総括的評価を見よ: "Cold War Origins and the Continuing Debates: A Review of the Literature," E. P. Hoffman, F. T. Fleron, Jr. 編集, *The Conduct of Soviet Foreign Policy*, Chicago/New York 1971, 219, 226.

のである。本稿における考察は、あくまで戦後東欧史の国際的な規定要因を明らかにするという限定された目的を迫るものであるが、問題の性質上おのずから冷戦起源論というより広い課題にも立ち入ることになろう。

東欧諸国の国際政治的条件が、過去30年間に著しい変化を遂げたことは言うを待たない。しかし、他方において、第2次大戦後の東欧諸国の国際環境が、两大戦間のそれと比較して大きな安定性を示していることも疑いようのない事実である。戦後東欧史の連続性は、このような国際政治的条件の安定性に負うところが大きいといわなければならない。ところで、戦時中個々の連合国は、それぞれ相異なる戦争目的を有していた。しかし、個々の連合国が全くバラバラの戦争目的を追求していたならば、戦後安定した国際政治的条件が生れることは困難であったろう。そのような条件が生れるためには、連合国のあいだに戦争目的に関する最小限の合意が成立していなければならなかったであろう。本稿の課題はまず、このような合意がいかにかに成立していったかを明らかにすることである。このためには、個々の連合国の意図がどの時点でどの程度まで及び、連合国間の合意がどのような形で得られたのかをできるだけ正確に把握する作業が必要となろう。もちろん、合意が成立しただけでは十分ではない。安定した国際政治的条件が生れるためには、成立した合意が関係国によって必然と感じられなければならなかった。したがって、本稿の課題はつぎに、なぜ関係国が妥協を必然と考えるに至ったのかを明らかにすることである。このためには、各国の主張の基本的な動機と性格を詳細に検討し、妥協の構造を分析する作業が必要となろう。

以下において、本稿がカバーする課題の範囲について若干の限定をなす。本稿において連合国というとき、主として英米ソの三大国を意味する。反枢軸連合は、戦争終了時に51ヶ国を擁するに至ったが、その戦争政策および戦争目的政策を終始指導し、決定したのは、チャーチルによって「大連合」と呼ばれた英米ソ三大国の同盟であった。厳密に云えば、アメリカは、独ソ戦争勃発後6ヶ月間はなお連合国でなかったが、すでに参戦前から連合国の戦争目的政策に大きな影響力を行使していたので、本稿においては、最初からその一員として扱われる。

さまざまな戦争目的が存在し得るが、本稿においてとくに考察の対象となるのは、領土と政権に関するそれである。賠償の獲得のような他の戦争目的は、必要に応じて適宜検討される。領土に関する戦争目的は、比較的容易に把握できるが、政権に関するそれは、必ずしも明確ではない。問題は要するに、連合国はいかなる政権が戦後の東欧に出現することを望んだか、ということである。これは、たとえば、連合国は政府形成の手続きにいかなる条件を課そうとしたか、また各国政府がいかなる国際的義務を負わせようとしたかを検討することによって明らかとなろう。

東欧に関する連合国の戦争目的は、さまざまなレベルにおいて明らかとなって来る。まず、各国政府内部での政策企画・決定のレベルがある。このレベルは、各国について必ずしも同じ程度に把握できるわけではない。とくにソ連については不明の点が多い。つぎに、三大国または二大国のあいだの戦争目的交渉のレベル、第3に三大国と東欧各国の政府との交渉のレベル、第4に三大国と東欧各国の在野勢力との接触のレベルがある。第4のレベルは、とくに英米と枢軸側の東欧諸国の在野勢力とのあいだ、またソ連と東欧各国の共産党とのあいだに存在した。このほか、きわめて限られてはいたが、三大国のいずれかとドイツとの単独講和交渉のレベルが存在した。第2以下のレベルは、相互にきわめて複雑に錯綜しており、各国の真意が必ずどれか一つのレベルにおいて示されるとは限らなかった。全体像を把握するためには、もちろん全レベルを総合的に考察する必要がある。しかし、どの一つのレベルを取り上げても、またあるレベルの一つの側面（たとえば、第3レベルのソ連＝ポーランド関係）を取り上げるだけでも、すでにそれだけで十分独立のテーマとなる得る課題であり、到底本稿のカバーし得るところではない。本稿の主たる課題は、あくまで連合

国間の合意の成立過程とその必然性を解明することにあるので、焦点はおのずから第2のレベルに絞られざるを得ない。しかし背景説明として他のレベルにおける進展に照明を与えることが不可欠と思われる場合は、可能な限り、その努力が払われよう。

東欧の概念は、従来しばしば論争的となっているが、本稿においては、便宜的にドイツとソ連に挟まれた地域を意味するものとして用いられる。フィンランド、ギリシャ、トルコ等が連合国の戦争目的構想において東欧と同じ範疇に入れられている場合には、これらの諸国も考察の対象となる。東欧諸国のなかでは、戦争目的論争におけるその特別の重要性のために、とくにポーランドに力点がおかれる。

第2次大戦中の連合国の戦争目的政策については、すでに40年代の末から多くの史料が刊行されている。とくにアメリカについては、70年代前半までに出るべきものが出尽くしたと言ってよいだろう。イギリスとソ連については、史料刊行事業はあまり進んでいない。とくにソ連については、公文書の刊行が著しく遅れている²⁾。

研究文献は、冷戦起源論争と関連して、とくにアメリカに集中して現われている³⁾。本稿との関連において、とくに注目に価する最近の研究は、第2次大戦中のアメリカの対東欧政策を主題にしたデーヴィスのモノグラフであろう⁴⁾。イギリスにおいては、公式史家故ウドウォードの大著がようやく70年代に入って刊行を許可されている⁵⁾。外交文書集が刊行されていない現状では、この著作がしばしば唯一の史料源とならざるを得ない。ソ連においては、1973年から刊行され始めた「第2次世界大戦史⁶⁾」および1975年に刊行された「外交史」第4巻⁷⁾が言及に価するだろう。とくに前者は、なおきわめて限られた範囲でありながら、この種の研究としてははじめて未公開政府文書を使用している点で注目される。以上にあげた米英ソの研究書は、いずれも自国の外交政策を中心としており、東欧に関する三大国の戦争目的政策には焦点を合わせていないが、この点で注目に価するのは、ポーランドの史家コヴァルスキの労作である⁸⁾。コヴァルスキの研究は、第2次大戦中の英米ソの外交政策を、バランスに配慮しつつ、とくに東欧問題に焦点を合わせて叙述している。第2次大戦中のソ連外交については、近年西ドイツにおいても若干の研究が現われている⁹⁾。わが国においては、東欧に関する連合国の戦争目的政策一般の研究はま

2) 一般的な史料状況については、W. T. Kowalski, *Wielka Koalicja 1941-1945*, I: 1941-1943, Warszawa 1972, 17-9 を見よ。

3) 主要な研究とその傾向については、麻田貞雄、『冷戦の起源と修正主義研究—アメリカの場合—』、『国際問題』, 170号 (V. 1974), 2-21 を見よ。

4) L. E. Davis, *The Cold War Begins: Soviet-American Conflict over Eastern Europe*, Princeton 1974. なお同じ主題についてノルウェーで G. Lundestad, *The American Non-Policy towards Eastern Europe 1943-1947*, Oslo 1974 という研究が刊行されたと伝えられるが、未見である。

5) L. Woodward, *The British Foreign Policy during the Second World War*, 5巻, London 1970—1975年末現在1-4巻が刊行されている。なおつぎの研究書の出版が予定されている: E. Barker, *British Policy in South-East Europe in the Second World War*, London 1976.

6) *История второй мировой войны 1939-1945*, 12巻, Москва 1973—1975年末現在, 1939-1942年を扱った1-5巻が刊行されている。なお本書は, *История великой отечественной войны Советского Союза*, 6巻, Москва 1960-65 [邦訳: 川内唯彦, 「第二次世界大戦史」, 10巻, 東京(弘文堂)1963-66] と異なってソ連が直接関与しなかった戦争の局面も叙述の中に含めている。

7) *История дипломатии*, IV: Дипломатия в годы второй мировой войны. Москва 1975.

8) Kowalski, *Wielka Koalicja*, I; II: Rok 1944, Warszawa 1975.

9) A. Hillgruber, „Der zweite Weltkrieg, 1939-1945,“ D. Geyer 編集, *Osteuropa-Handbuch*.

だ現われていないが、東欧の個々の国に対する第2次大戦中の連合国の政策を扱った論文がある¹⁰⁾。

II. 民族自決と安全保障—ソ連の西方国境をめぐる (1941年6月—1943年2月)

独ソ戦争の勃発からスターリングラード戦の勝利に至る1年半は、連合国が戦争の遂行に忙殺されていた時期であった。なかんづくソ連は、国家の存亡を賭けた戦いに全力を投入していた。勝敗の見通しは全く立たず、戦いの矛をおさめる日はなお遙か遠くにあるように見えた。しかしまさにそうした日々、連合国の指導者はすでに戦後処理の問題を討議し始めていた。そしてこの時期に、連合国の基本的な戦争目的がすでに十分明確に示されたのである。

アメリカの史家バイツェルは、独ソ戦争勃発後の最初の6ヶ月間とそのあとテヘラン会談に至るまでの時期とを区別し、連合国の戦争目的という観点から、前者について「3大国のあいだにいかなる具体的な領土的・政治的協定も、勝利のためのいかなる共通の計画もなかった」とその意義を低く見るのに対し、後者については「この24ヶ月に起った諸事件が主として戦争の残りの2年間の発展方向を決定し、続く30年間の不安定な平和に深い影響を及ぼし、それを条件づけさせたのである」と述べ、その重要性を強調している¹¹⁾。本稿の筆者もまた、最初の2年半の重要性を認識する者であるが、時期区分については東欧問題という観点から若干異なった立場をとる。スターリングラード戦の勝利までは主として討論の時期であって、具体的な領土的・政治的協定は成立しなかった。テヘラン会談への本格的な胎動が始まるのは、ようやくそれ以降であった。したがって、スターリングラード戦を一つの画期とするのが合目的的であるように思われる。

1. 宣言としての戦争目的—大西洋憲章とその周辺

連合国の一般的な戦争目的を定義しようとする試みは、英国が事実上単独で戦っていたあいだは行なわれなかった。独ソ戦争の勃発によってソ連が連合国の一員となり、他方において米国の参戦が切迫するとともに、ようやくそのような必要が感じられるに至った。一般的な戦争目的の定義はおのずから原則の宣言という形をとり、個々の問題への言及を含まなかった。しかし原則の問題は、つねに具体的な利害の問題と絡んでおり、原則を

Sowjetunion, Außenpolitik, I: 1917–1955, Köln/Wien 1972, 270–342; D. Geyer, „Von der Kriegskoalition zum Kalten Krieg,“ 同書, 343–81.

10) 木戸翁, 『第二次大戦中のソ連—ユーゴスラヴィア関係』, 「名古屋大学法政論集」, 14号 (1960), 109–45; 菊井礼次, 『ポーランド人民民主主義の成立とソヴィエト外交』, 「現代ヨーロッパ国際政治史」, 東京 (有斐閣) 1968, 124–49; 福田茂夫, 『第二次大戦とポーランド』, 同書, 111–23; 阪東宏, 『ポーランドと第二次世界大戦』, 「現代ポーランドの政治と社会」, 東京 (日本国際問題研究所) 1969, 1–70; 木戸翁, 『東ヨーロッパにおける抵抗闘争』, 「岩波講座・世界歴史」, XXIX, 東京 (岩波書店) 1971, 240–66; 伊東孝之, 『戦後ポーランドの成立—ソ連外交とポーランド労働者党の戦術 (1943–1945年)—』, 「スラヴ研究」, 18号 (1973), 117–66; 志水速雄, 『冷戦の起源とソ連外交—ポーランド問題をめぐって—』, 「国際問題」, 170号 (V, 1974), 48–77; 百瀬宏, 『第二次大戦中のソ連のフィンランド政策—戦後への展望に奇せて—(1)』, 「スラヴ研究」, 20号 (1975); 木戸翁, 『ギリシャの内戦—トルーマン・ドクトリンの背景』, 「冷戦—その虚像と実像—」, 東京 (有斐閣) 1975, 95–120; 柴田政義, 「人民民主主義の史的展開」, 2巻, 東京 (大月書店) 1975.

1) R. Beitzell, *The Uneasy Alliance, America, Britain and Russia 1941–1943*, New York 1972, xii.

ぐる論争は同時に利害をめぐる論争でもあった。戦争目的論争における具体的な利害の問題とは、いうまでもなく領土であった。そして第2次大戦中の最大の領土問題はソ連の西方国境問題であり、これはとりもなおさず東欧諸国の領土的地位の問題であった。ここに東欧問題が、連合国の戦争目的論争において、はじめから最大の焦点とならざるを得ない所以があった。

最初に宣言の形で戦争目的を定義しようとした功績は、スターリンに帰することができよう。1941年7月3日の演説においてスターリンは、戦争の目的を(1)自国に対する侵略の撃退、(2)ドイツ・ファシズムの抑圧に苦しむ他のヨーロッパ諸国民への援助に求め、戦争を「解放戦争」と特徴づけた²⁾。この宣言は、当面の必要に迫られたソ連一国の戦争目的宣言という性格を強く持ち、戦後の国際秩序についての具体的な提案を欠いていた。それはまた、ソ連が戦勝後東欧にいかなる領土的・政治的秩序をもたらそうとしているのかについても、全く手がかりを与えていなかった。

ローズヴェルトとチャーチルは、8月14日にのちに「大西洋憲章」の名で知られることになる戦争目的宣言を発表した。この宣言は戦後樹立されるべき国際秩序の構想を含んでおり、はじめから連合国全体の戦争目的宣言として意図されていた。このため大西洋憲章は、以後の連合国の戦争目的政策に重大な影響を及ぼすことになった。それはまた、東欧の戦後秩序に関しても、具体的な指針とみなし得るものを含んでいた。憲章の最初の3条は次のように述べている：

第1に、両者の国は、領土的たるとその他たるとを問わず、いかなる拡大も求めない。

第2に、両者は、関係国民の自由に表明する希望と一致しない領土の変更の行なわれることを欲しない。

第3に、両者は、すべての国民に対して、彼等がその下で生活する政体を選択する権利を尊重する。両者は、主権及び自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する³⁾。

最近のソ連の史書は、憲章発布をスターリンの戦争目的宣言の影響と見ている⁴⁾。たしかに、ソ連の参戦が西側諸国をして戦争目的の定式化を急がしめたであろうことは疑いない。しかしスターリン演説と憲章との直接の影響関係は、史料によっては裏付けることができない。憲章の第一次草案は、イギリスの外務次官カドガン (A. G. M. Cadogan) によって作成され、これにチャーチルが手を加えたものが最終案の骨子を成した⁵⁾が、憲章発布の理念そのものはイギリス側ではなく、アメリカ側に源を発していた⁶⁾。当時ワシ

2) В. И. Сталин, *Сочинения*, R. H. McNeal 編集, Stanford 1967, II [XV], 8-9 [邦訳: 清水邦夫, 「ソ同盟の偉大な祖国防衛戦争」, 東京 (国民文庫社) 1953, 16].

3) 英文テキストは *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers, 1941* (以下 *FR, 1941* 等として引用), I: General, Washington 1958, 368. 和文テキストは, 横田喜三郎・高野雄一編, 「国際条約集」, 東京 (有斐閣) 1974³⁾, 378 にある。

4) *История дипломатии*, IV, 207.

5) *FR, 1941*, I, 354; W. S. Churchill, *The Second World War*, III: The Grand Alliance, Boston 1950, 434 [邦訳: 毎日新聞翻訳委員会, 「第二次大戦回顧録」, 23巻, 東京 (毎日新聞社) 1949-55, XI, 99-101].

6) Woodward, II, 199.

トンには、イギリスがユーゴスラヴィアに対して領土的約束をなしたという噂が流れた⁷⁾。ローズヴェルトは、7月14日にチャーチルに書簡を送り、領土に関する秘密取引の噂が米国内の少数民族グループの感情を刺戟していること、またこうした取引が第1次大戦中のイタリアに対する領土的約束の前例に見られるように、戦後処理を困難にするだろうことを指摘して、領土問題の解決を戦後の人民投票に委ねることを提案し、イギリス政府にこうした言質の存在を否定する一般的声明を発するよう要請した⁸⁾。こうしたローズヴェルトの要請に基づいて、両首脳の会談において憲章の発布が合意されたのである。

このように憲章は、その起源からして東欧問題と密接に結びついていた。それは、アメリカの東欧に関する戦争目的宣言といってよいものであった。アメリカのこうした動きについて注目に価するのは、まずそれがアメリカは世界のいかなる地域の問題であれ自国が参加しない戦後処理を承認しないという、より一般的な方針と関連していたことである。具体的には、それはさしあたりイギリスの外交政策の牽制という意味をもった。憲章発布を決定した同じ英米会談でアメリカ側は、イギリスがアメリカの関知と同意なしに他の連合国に対していかなる秘密の言質も与えないことを要求している⁹⁾。つぎに注目に価するのは、アメリカの戦争目的政策が国内政治的考慮に強く動機づけられていたこと、またウィルソン主義およびアメリカの指導者が第1次大戦の教訓と信じたものによって方向づけられていたことである¹⁰⁾。アメリカの政策が当面の国際情勢に対する対応というよりも、むしろ根深い国内的・イデオロギー的淵源より生れたものであったという事実は、それに特有の硬直性を与えることになった。ポーランドの史家コヴァルスキが「高邁な原則を宣言したがるアングロ=サクソン、ことにアメリカの傾向」を指摘し、大西洋憲章は「政治的というよりもむしろ道義的前提に基づいた、多かれ少なかれ希望的観測の表明」以外の何物でもないと述べている¹¹⁾のは必ずしも正確とはいえない。後の戦争目的論争の展開は、いかに強くアメリカの指導者、とくに國務省のスタッフが実際政治において憲章の規定に束縛されていたかを示している。

イギリスの反応は屈折していた。憲章の規定を厳密に適用すれば、イギリス帝国は解体の危機に瀕する恐れがあった。このためチャーチルは、9月9日の議会演説で、憲章の適用範囲をヨーロッパに限定し、憲章の精神を主として戦争前の原状回復という意味に解釈したのであった¹²⁾。ヨーロッパ自体に関してもイギリスは、さまざまな危惧を抱いた。英外務省の部内用の文書は、アメリカが問題の複雑性を理解しているかどうかを懸念し、たとえばソ連が戦争後バルト諸国を吸収する決定をなした場合いかに対処するかという問

7) *Roosevelt and Churchill. Their Secret Wartime Correspondence*, London 1975, 149; *FR*, 1941, I, 342. この噂は事実であったことが後に確認されている。 *FR*, 1941, I, 352 および Woodward, I, 542; II, 234 を見よ。

8) *Roosevelt and Churchill*, 149-51; *FR*, 1941, I, 342. および *FR*, 1941, I, 351-2 を参照せよ。

9) *FR*, 1941, I, 351.

10) 一般的背景については J. L. Gaddis, *The United States and the Origins of the Cold War 1941-1947*, New York 1972, 1-32, 139-49 を参照せよ。

11) Kowalski, *Wielka Koalicja*, I, 75.

12) Woodward, II, 207-8; *Roosevelt and Churchill*, 234. および В. Л. Исраэлян, *Дипломатическая история Великой Отечественной войны 1941-1946 гг.*, Москва 1959, 28-9 におけるチャーチル批判を参照せよ。

題を提起している：「イギリスはこの事実を受け容れ、ヨーロッパの平和のため、また自身のより広い利益のためにソ連との友好関係を維持せざるを得ないだろう。アメリカもまたこれを黙認するだろうが、道義的な理由で形式的承認を与えることを拒否し、イギリスは利己的な理由で原則を拒否したと非難するかも知れない¹³⁾」。しかし他方において同文書は、ポーランドやチェコスロヴァキアのような国は「ドイツに対抗する勢力として」復活させるべきだとし、この政策に対するアメリカの支持を確保する必要があると説いている¹⁴⁾。このようにイギリスが大西洋憲章を支持したのは、アメリカと異なってその文言を信じたからではなく、勢力均衡の維持という観点から一連の国の独立回復を望ましいと考えたからであり、そのような機能を期待できない場合にはイギリスは妥協する用意があったのである。

ソ連の反応もまた複雑であった。8月26日に駐英ソ連大使マイスキー (И. М. Майский) は英外相イーデンに、ソ連政府は憲章に反対ではないが、〔その機会が与えられたならば〕若干の字句を変えたであろう、いずれにせよ事前に相談を受けるべきであったと考えたと伝えた¹⁵⁾。ソ連は9月24日に他の連合国とともに憲章に署名したが、その際にこれらの諸原則は現実への適用において「不可避免的にあれこれの国の状況、利害、歴史的特殊性と合致させなければならないだろう」という留保を附した¹⁶⁾。これらの留保が具体的に何を意味したのかは、しばらく明らかでなかった。

しかし、他方において、英米の戦争目的宣言が枢軸側に対する政治宣伝として巨大な成功を収めたことは、ソ連としても夙に認識するところであった。ソ連の戦争目的の定式化には、まもなくその影響があらわれ始めた。ソ連は憲章に署名すると同時に諸国民の主権的権利、民族自決権、すべての国民の国家的独立と領土的不可侵に対する権利、社会体制を選択する権利等を尊重するという独自の宣言を発表した¹⁷⁾。11月6日にスターリンは、再び戦争目的宣言を行ない、「外国の領土を奪う」意図がないこと、「スラヴ人であれ他の民族であれソ連の援助を待ち望む民族」に自己の意志、自己の体制を押しつける意図がないことを強調した¹⁸⁾。

2. 大国の諒解事項としての戦争目的—英ソ交渉

1941年には米国はまだ参戦していなかったし、同年末に参戦したのちもそのヨーロッパ戦線への寄与はなお長いあいだ限られていた。このような状況において、東欧に関する連合国の戦争目的の決定に主要な役割を演ずることになったのは、おのずから英国とソ連であった。

独ソ戦争勃発後まもなく、相互援助と単独講和禁止を定めた英ソ「共同行動協定」が成

13) Woodward, II, 206.

14) 同上

15) 同書, 30, 209; *FR, 1941*, I, 193. マイスキーの回想録によればイーデンとの会見は本国の指示なしに行なわれたが、事後にスターリン本人から直接承認の電報が届いた。И. М. Майский, *Воспоминания советского посла. Война 1939-1943*, Москва 1965, 167 を見よ。

16) В. Г. Трухановский 編集, *История международных отношений и внешней политики СССР*, II: 1939-1945 гг., Москва 1962, II, 163.

17) Израэлян, *Дипломатическая история*, 31.

18) Сталин, II [XV], 29-30 [邦訳, 35-6].

立した¹⁹⁾。協定締結に際してチャーチルは、ソ連側に戦後処理の方針として、(1) 住民の意思と人種誌学上の境界線を尊重して国境を画定する、(2) 諸単位〔国家〕の成立後はこれに政体選択権を認める、という2原則を提案しようと考えたが、ポーランド政府の立場を不利にすることを恐れた戦時内閣の反対に遭って断念した²⁰⁾。しかしこの不発に終わった提案は、チャーチルの基本的な立場を示していたと見てよいであろう。このことは、テヘラン会談においてはじめて明らかとなる。

9月末にモスクワを訪れた英米軍事使節団は、スターリンから「平和目的」についての意見を求められた。使節団の代表はこの質問に大いに当惑し、大西洋憲章を引いて討議を回避した²¹⁾。この出来事は、たんなる挿話に終らなかった。11月7日付のチャーチル宛書簡においてスターリンは、ソ連がこの問題をいかに重視しているかを明らかにした：「…目下のところ英ソ関係には、明確さが欠けています。こうした明確さの欠如は、二つの事情に由来しています：(1) 両国間に戦争目的と戦後の平和組織計画についてはっきりとした諒解が存在しない、(2) ヨーロッパにおいてヒトラーに対抗する相互軍事援助条約が存在しない。これら二つの主要問題について諒解が存しない限り、たんに英ソ関係に明確さが欠けるのみならず、卒直に申して相互信頼もまた保証されないのであります²²⁾」。この書簡から明らかなのは、ソ連が宣言としての戦争目的と大国間の諒解事項としての戦争目的とを区別していることである。しかし、具体的にソ連の要求が奈辺にあるかは判然としなかった。

スターリン書簡にあらわれたソ連側の不信感について、英外務省は、西側がソ連を排除して「英米の支配による平和」を達成しようとしているとの疑惑を与えたためであるとし、この不信感を除くためにソ連をより積極的に戦後平和計画に参加させる必要があると判断した。ソ連の戦争目的については、英外務省は、主たる関心が安全保障の確立にあると推定し、ソ連の要求として不凍港の獲得、フィンランド、バルト諸国における軍事基地の使用権等を予期した。しかしこうした要求は、安全保障に対する関心から生ずるものであるからして、効果的な軍備縮少や国際警察軍の計画等によって配慮がなされれば容易に中立化できるものと思われた²³⁾。このような仮定に基づいて英首相は、11月21日付の返

19) 英文テキストはWoodward, II, 14, 露文テキストは *История дипломатии*, IV, 191-2 にそれぞれある。この協定の形式について宣言とするか協定とするかで意見の対立があったようである。*Переписка председателя совета министров СССР с президентами США и премьер-министрами Великобритании во время Великой Отечественной войны 1941-1945 гг.* (以後 *Переписка* として引用), 2巻, Москва 1957, I, 389, 附註1〔邦訳：川内唯彦, 松本滋, 「第二次大戦中の米英ソ秘密外交書簡」, I: 英・ソ篇, II: 米・ソ篇, 東京(大月書店) 1957, I, 371, 附註1〕; *История дипломатии*, IV, 191, 脚註2を見よ。7月10日付のチャーチルのスターリン宛書簡草案では *agreement* となっていた (Woodward, II, 12) が, 実際に発送された書簡では *agreed declaration* となっている (Churchill, III, 382〔邦訳, XI, 13-4〕; *Переписка*, I, 10〔邦訳, I, 9-10〕)。このエピソードは12月の交渉に際して若干の意味をもつことになった。

20) Woodward, II, 12-3. 7月10日付のスターリン宛書簡からは当該部分が削除されている。Churchill, III, 382〔邦訳, XI, 13-4〕; *Переписка*, I, 10〔邦訳, I, 9-10〕を見よ。

21) *FR*, 1941, I, 192; Woodward, II, 40, 45; Kowalski, *Wielka Koalicja*, I, 83.

22) *Переписка*, I, 31〔邦訳, I, 31-2〕。

23) Woodward, II, 51-2.

書において、3 大国が共同して平和を画定することを強調し、社会体制の相違は相互の安全と正当な利益のための計画の妨げとならないという信念を表明したのであった²⁴⁾。英国側は、12月に行なわれることになった英ソ交渉に備えて、ソ連側に手交する覚書と共同宣言草案を作成した。覚書は、戦後処理に関して大西洋憲章と11月6日のスターリン演説を出発点とすること、領土問題の検討は時期尚早であること、ヨーロッパの小国を強化してドイツの圧力に抵抗できるようにすること、このために英国は東欧・バルカン諸国の連邦案を歓迎すること等を述べていた²⁵⁾。

英ソ戦争目的交渉について知らせを受けたアメリカは、ただちにその立場を明らかにした。ハル (C. Hull) 国務長官はイギリス政府宛の12月5日付の電報において、連合国の戦争目的は大西洋憲章に尽くされており、戦後処理の特定の条件や個々の国々に関していかなる取りきめも結ばれるべきでなく、アメリカ政府はとりわけ秘密協定に反対すると述べている²⁶⁾。アメリカの立場はきわめて抽象的・一般的であったが、ソ連との交渉におけるイギリスの行動を牽制するうえで大きな効果を発揮した。

ソ連の立場は、12月のモスクワにおけるイーデン＝スターリン交渉の場ではじめて明らかとなった。スターリンは、交渉初日の16日に同盟条約と戦後処理に関する政治協定の締結を提案し²⁷⁾、さらに後者に領土問題に関する秘密議定書を添付することを主張した。

英国案とソ連案のあいだにはまず形式の面で大きな相違があった。まずソ連案は、宣言ではなく条約ないし協定の形を取っていた。ソ連側が後者の形式を固執したため²⁸⁾、イギリス側が譲歩を行ない、協定とすることで合意が成立した。協定本文の内容については両者の隔たりはそれほど大きくなく、ただちに双方の納得するテキストが作成された²⁹⁾。つぎにソ連案は、公開部分のほかに秘密の部分を含んでいた。この点に関して興味深いことに、ソ連の史書は領土問題におけるソ連の要求を詳しく紹介しているものの、それが附属秘密議定書という形で提出されたという事実を全く等閑に附している³⁰⁾。ソ連側の交渉参加者の唯一の記録、すなわちマイスキーの回想録はたしかに「小さな議定書」の問題に言及しているが、その議定書が秘密の性格のものであったことを明らかにしていない。マイスキーの回想録は、問題の領土条項が政治協定の本文つまり公開部分に含まれており、議定書はたんに1941年のソ連国境の即時承認を要求していたに過ぎないという印象を与え

24) Churchill, III, 532 [邦訳, XI, 274].

25) 覚書は *FR, 1941, I, 202-4*, 共同宣言草案は *FR, 1942, III: Europe, Washington 1961, 496-7* にある。なお *FR, 1941, I, 192-4*; A. Eden, *The Memoirs, II: The Reckoning, Boston 1965, 284* を参照せよ。

26) *FR, 1941, I, 194-5*; C. Hull, *The Memoirs, 2 巻, New York 1948, II, 1165-6*.

27) 同盟条約のテキストは, *FR, 1942, III, 497-8*, 政治協定のテキストは同書, 498-9 にある。

28) Woodward, II, 223.

29) 合意を見たテキストは同書, 224-5 にある。

30) Исраэлян, *Дипломатическая история*, 47; Трухановский 編集, *История международных отношений*, II, 199; *История дипломатии*, IV, 219-20; В. Г. Трухановский, Антони Иден, *Страницы английской дипломатии, 30-50-е годы*, Москва 1974, 233; *История второй мировой войны*, IV, 176. 同じ社会主義国でもポーランドの史書は秘密議定書の提案がなされたことを認めている。Kowalski, *Wielka Koalicja*, I, 118.

ている³¹⁾。しかし政治協定の本文にはそのような条項が含まれていないからして、この点についてはマイスキーの記述は信憑性が薄いと言わなければならない³²⁾。このようにソ連の史書による附属秘密議定書の扱いが曖昧なのは、おそらくそれに形式・内容ともに酷似し、今なお公式には存在しなかったとされている1939年の独ソ不可侵条約の附属秘密議定書との関連のためと思われる。いずれにせよ英国側は、アメリカの意向を尊重しようとするればこのような形式には同意することができなかった。さいごにソ連案は、英国案と異なって原則を掲げていなかった。ソ連案は、大西洋憲章や11月6日のスターリン演説において確認された領土不拡大や内政不干涉等の原則に全く触れず、たんに「……戦後問題の処理においては、両国は相互の同意によって行動する」とのみ記していた³³⁾。これは、国際政治における行動の準則として何らかの原則よりも大国間の諒解を重視する当時のソ連外交の傾向を示すものと云えよう。しかしソ連は、形式的な問題では譲歩の用意を示し、政治協定本文に大西洋憲章とスターリン演説への言及を含めることに同意した。しかしながら、ソ連が同じ協定に添付することを要求した議定書の内容は、両宣言の精神と真向から対立するものであった。

附属秘密議定書とこれに関連するソ連側の代表の発言を総合すれば、ソ連の戦後処理の基本方針はほぼ以下のようであった。まず領土問題については、(1) ソ連は独ソ戦争勃発時の西部国境を確保(第2次大戦勃発時のバルト諸国全体、フィンランド領、ポーランド領、ルーマニア領のそれぞれ一部がソ連に帰属)するほか、さらに東プロイセンの一部を得る。(2) ポーランドは東プロイセンの他の部分とオーデル河までのドイツ領を得る。(3) ルーマニアはハンガリーからトランシルヴァニアを得る。(4) チェコスロヴァキアはミュンヘン協定当時の領土を保全され、さらにハンガリーから一部隣接地域を得る。(5) ユーゴスラヴィアはイタリアから一部隣接地域を得る。(6) トルコはイタリアからドーデカニーズ諸島、ブルガリアから一部隣接地域、および北シリアを得る。(7) アルバニアは独立する。(8) オーストリアも独立する。(9) ドイツはプロイセン、ラインラント、バイエルン等に解体される。つぎに英ソ両国の周辺小国との関係については、(1) ソ連はフィンランド、ルーマニアと「同盟」関係を結び、両国から軍事基地の提供を受ける。(2) イギリスはベルギー、オランダと「同盟」関係を結び、両国から軍事基地の提供を受ける。このほかノルウェーやデンマークにも、またもしフランスが大国として復活しない場合にはフランスにも基地をおくことができる³⁴⁾。

スターリンの理解した戦争目的とは、以上のような性格のものであった。そしてスターリンは、英国とのあいだにこのような性格の戦争目的の一致を求めたのである：「もしわれわれの戦争目的が異なっておれば、いかなる同盟もないだろう³⁵⁾」。しかしスターリン

31) Майский, 207-9.

32) *FR, 1942, III, 498-9* を見よ。なおマイスキーは議定書が交渉初日ではなく2日目に提出されたとしているが、これも事実には即していない。初日の交渉内容についてのイーデンの本省への電報報告は、すでに秘密議定書に言及している。*FR, 1941, I, 199* を見よ。

33) 政治協定第1条, *FR, 1942, III, 498*.

34) *Eden, II, 289-97; Churchill, III, 628-9* [邦訳, XII, 46-8]; Майский, 207-9; *FR, 1941, I, 199-200; FR, 1942, III, 491-512; Woodward, II, 222-3*.

35) *FR, 1941, I, 199; Woodward, II, 223*.

は、戦争目的の範囲については、なお交渉の余地があるとみなした。イギリス側の消極的な態度を見たスターリンは、2日目の交渉において中・西欧の一般的な問題とソ連の西方国境問題とを切り離し、後者に焦点をしばった。ソ連側は、独ソ戦争の真の原因がソ連の西方領土をめぐる争いにあったとの見解を示し、独ソ戦争勃発時の国境線の確保がソ連の主要な戦争目的であってこの問題においてはいかなる交渉の余地もないことを明らかにした。スターリンはとくにバルト諸国の帰属、フィンランド、ルーマニアとの国境の問題を重視し、ポーランドとの国境については「いますぐ解決することを要求しない。……ポーランドに関してはわれわれ三者のあいだで協定に達することができると思う」と述べた³⁶⁾。

ソ連の主たる関心は、英外務省が予測したように安全保障にあったようである。しかしソ連の立場には、英外務省が予期しなかった種々の特徴があった。まずソ連は、安全保障を専ら領土の拡大と近隣諸国との同盟関係によって実現しようとしていた。ソ連にとってこうした手段は、安全保障の他の手段、たとえば軍備縮少や国際警察軍の創設その他によっては代替され得ないものであった。しかしこの点については、ソ連外務人民委員部においても異論があったようである。たとえば、前外務人民委員で1941年12月に駐米大使兼副外務人民委員に任命されたリトヴィノフ (M. M. Литвинов) は、モロトフが領土の獲得によって安全保障を実現するという時代遅れの理念に復帰したことに批判的であった³⁷⁾。しかしリトヴィノフが米國務次官ウェルズ (S. Welles) に言明したところによれば、外務人民委員部はモロトフ派で固められており、リトヴィノフは孤立していた³⁸⁾。駐英大使マイスキーもスターリンの戦争目的政策に批判的な一人であったが、その理由は、リトヴィノフの場合と異なって、時期尚早な要求提出が英米との同盟関係を損う恐れがあるという点に尽きていた³⁹⁾。

つぎにソ連は、こうした方法での安全保障の追求が公開の戦争目的宣言と衝突することをなんら意に介さなかった。イーデンが大西洋憲章を引いて反論しようとしたのに対し、スターリンは、「大西洋憲章は、世界支配を目論む者に対して向けられたものと思っていた。しかし今やそれは、ソ連に対して向けられたもののように見える」と述べている⁴⁰⁾。このようにソ連は、憲章を主として対敵宣伝とみなし、必ずしも自己の行動を拘束するものとは考えていなかった。これは、とくにソ連の戦争目的の核をなしていた西方国境問題についてあてはまる。スターリンにとってソ連の西方国境に対する権利は、なんら説明を要しないもの、端的に交渉不可能なものであった。

第3にスターリンは、こうした問題を大国間の取引によって解決できると信じていた。

36) Eden, II, 295-7; Woodward, II, 226-34.

37) アメリカの特派員ホットレット (R. C. Hottelet) とのインタビュー (モスクワ, 18. VI. 1946) における発言。 *The Washington Post*, 21-5. I. 1952. これは V. Mastny, "The Cassandra in the Foreign Commissariat. Maxim Litvinov and the Cold War," *Foreign Affairs*, (1976)-1, 373-4 に紹介されている。

38) 1943年5月7日の國務省における会見。 *FR*, 1943, III: The British Commonwealth, Eastern Europe, The Far East, Washington 1963, 522-4.

39) Майский, 180-1, 208-9, 244.

40) *FR*, 1942, III, 502; Woodward, II, 231.

スターリンは、たとえば次のように述べている：「いま英ソは同盟国である。私の理解するところでは、同盟国は同盟国を支持しなければならない。もし誰かが私のところにやってきて、アイルランド自由国の問題を持ち出したと言ったら、私は出て行けと言うだろう。もし英国がベルギーとオランダに空軍基地や陸軍基地を望むなら、私は必ずこれを支持するだろう。なぜならそれは英国の安全保障に影響するからである⁴¹⁾」。このような取引の可能性を信ずるためには、第1に相手が同じ安全保障観を分ち持っているという仮定、第2に相手が必要な交渉能力を持っているという仮定に立たなければならない。スターリンはこれらの仮定において誤っていた。イギリスでは、領土の獲得や周辺小国との同盟関係によって国家の安全を高めることができるという考え方は有力ではなかった。戦時内閣においてスターリン案に基づくソ連との取引をイギリスにとっても有利とみなしたのは、航空産業相ビーヴァブルック (W. M. A. Beaverbrook) に率いられる少数派であった⁴²⁾。イギリスの交渉能力については、スターリン自身過大評価の誤りを認めている⁴³⁾。イギリスはアメリカとの関係によって著しく行動の自由を制約されていた。

さいごに、ソ連がこの時点ではまだ東欧諸国の内政と外交についてなんら特別の関心を表明していないことは記憶にとどめるに価する。スターリンは、東欧諸国の連邦構想に反対しないと述べている⁴⁴⁾。しかし、ソ連がフィンランドとルーマニアに関して同盟関係と軍事基地の提供を要求したのは、将来の西方近隣諸国との関係について予断を与えるものであった。

英ソ交渉は結局なんら具体的な成果を生まずに終わったが、ソ連側の戦争目的を西側に伝えるという役割を果たした。それはすでにきわめて明確で、領土問題に関しては戦争終了までほとんど変化しなかったと言ってよい⁴⁵⁾。

3. 英ソ条約の締結とアメリカ

アメリカは、モスクワにおける英ソ交渉の経過について、イギリスから細大漏らさず通報を受けた。アメリカの反応は、1942年2月4日付のハルのローズヴェルト大統領に対する覚書⁴⁶⁾にもっともよく示されている。国務省ヨーロッパ局のスタッフによって作成されたこの覚書は、すでに萌芽的な形でソ連の東欧支配に対する冷戦期のアメリカの反応の諸特徴を示している。

覚書は「講和会議前にいかなる領土的取りきめも結ばない」という原則を再確認し、英米両国はこの原則に従って一切のソ連の領土要求を拒否するべきであると説いている。このような方針を推奨する根拠として覚書が指摘しているのは、おおよそ以下の諸点である：(1) もしそのような取りきめが結ばれるならば、反枢軸連合に相互不信が生じ、他の国の犠牲において自国の領土を拡大しようとする傾向が団結を弱めるだろう。(2) たしかに英

41) Woodward, II, 230.

42) V. Mastny, "Spheres of influence and Soviet War aims in 1943," I. Deak, P. C. Ludz 編集, *Eastern Europe in the 1970s*, New York 1972, 94.

43) *FR*, 1942, III, 502.

44) 同書, 500; Churchill, III, 629 [邦訳, XII, 48]. および合意を見た政治協定第4条 a 項を見よ。Woodward, II, 225.

45) Eden, II, 289; Beitzell, 8.

46) *FR*, 1942, III, 505-12; Hull, II, 1169.

ソ関係は一時的に改善されよう。しかしソ連は「疑いもなくヨーロッパに関して法外な野心を抱い」ており、「有利な立場で交渉できるようになればほとんど確実に」国境、領土、あるいは勢力圏に関する新たな要求を出してくるだろう。したがって、いま退却してあとで断固たる態度をとることを余儀なくされるよりも、いま断固たる態度をとった方がよい。(3) 英米政府は小国の信頼を失い、「ボルシェヴィズムの拡大に強く反対している諸国」の期待に悖り、枢軸国の反英米宣伝に絶好の材料を与え、「とくに中・東欧の、これまで英米にきわめて好意的であったグループ」の怒りを買ひ、小国の権利に敏感な中南米諸国の不信を喚び起し、宗教勢力、とくにヴァチカンの抗議を招くだろう。(4) ソ連がバルト諸国に侵入し、人民投票を実施したやり方を一国民の自己の将来に関する意思を確める方法として承認するならば、英米政府は「不誠実の罪」を犯すことになる。「こうした前例をつくることは、大西洋憲章のもっとも重要な項目の意味を無にし、全文書の効力を掘り崩すことになる」。

覚書の特徴は、若干の重要な問題点についての言及を全く欠いていることにもっとも強くあらわれていると言ってよい。まず、戦争目的交渉においてソ連側の最大の関心事であった安全保障の問題への言及が全く欠落している。このためソ連の領土要求はおのずから自己目的と映り、無制限に拡大する恐れがあるものとみなされる。つぎに、ソ連の要求を拒否することによって、あるいはそうしたことは無関係に戦争の進展とともに必然的に生じてくる、現実性のきわめて高い諸問題への言及が欠けている。たとえばソ連がドイツと単独講和を結んだ場合、あるいは逆にソ連が独力でドイツ軍を撃退し、自己の正当な領土とみなしている地域を占領した場合がそれである。こうした場合にいかなる事態が生じ、それに対して英米はいかなる政策をとり得るかという問題が全く考察されていない。第3にすでに英ソ交渉から東欧問題が最大の焦点であることが明白であったにも拘わらず、この問題に対する具体的なアプローチが欠けている。アメリカの史家デーヴィスが覚書の特徴づけて述べているように、國務省のスタッフは「世界のこの部分における合衆国の利害あるいは目的が何であるのかを定義することができなかった」のである⁴⁷⁾。このことは、おのずから東欧問題に対する具体的な政策の欠如を意味した。一切の係争問題の解決を戦後に延期するという政策は、政策の不在と表裏の関係にあった⁴⁸⁾。この時期のアメリカの対東欧政策を特徴づけた高度の道義性、イデオロギー性は、他でもなくこのような政策の不在のうえに成り立っていた。しかしながら、政策の不在は交渉相手にとって最悪の政策の選択を意味するものであり得た。

イギリスは、ソ連の要求に対して迅速な対応を示した。モスクワでの交渉中および交渉直後は、当時ローズヴェルトと会談するためにワシントンに滞在していたチャーチルやロンドンの戦時内閣は、いかなる領土取りきめにも反対するという、ほとんどアメリカと同一の反応を示した⁴⁹⁾が、イーデンの帰国後その影響の下に根本的に新しい方針を採用する

47) Davis, 26. デーヴィスはこの事実を、アメリカが一貫した利害・目的を追求していたとする修正主義史観の反駁に役立っている。

48) P. E. Moseley, "Hopes and Failures: American Policy toward East Central Europe, 1941-1947," S. D. Kertesz 編集, *The Fate of East Central Europe, Hopes and Failures of American Foreign Policy*, Notre Dame 1956, 51-4.

49) Churchill, III, 630-1, 695-6 [邦訳, XII, 48-51, 160-3]; 同, IV: *The Hinge of Fate*, Boston

に至った。外相は、すでにスターリンとの会談において、ソ連の西方国境確認要求に対し好意的と釈れる発言をなしていた。外相は帰国後譲歩の必要についてますます確信を深め、1月28日に自分の見解をまとめて内閣に提出した。この所謂イーデン・メモは、イギリスの対ソ外交の転換を画する重要なドキュメントとなった。イーデンはこのメモにおいて、戦争によってドイツの軍事力が破壊され、戦後しばらくフランスが弱体にとどまるとすれば、戦後のヨーロッパにはロシアに対抗し得るいかなる勢力も存在しないだろうと指摘し、「ヨーロッパの多数の国々で共産党政府の樹立が大いに容易となり、ソ連政府は当然これを促したいと思うだろう」と予測して、「なおロシアの政策が流動的な状態にあるときにその将来の発展方向にできるかぎり影響を及ぼすべくロシアと密接な関係を樹立する」必要があると力説している。具体的にイーデンは、ポーランドとの国境を除く1941年のソ連の西方国境の承認を不可避とみなし、将来ソ連がその力量の増大に応じて新しい要求をなす場合に備えて、早急に三大国の協議体制を樹立することを提案した⁵⁰⁾。戦時内閣は2月9日にこれを承認した。

2月から4月にかけて英ソ条約締結の当否をめぐる英米間で激しい見解の応酬が行なわれた。米國務次官ウェルズは、イギリスの態度を「ミュンヘン精神の最悪の側面」を示すものと特徴づけ⁵¹⁾、「たんにあらゆる道義的観点から弁護できないのみならず、またきわめて愚劣でもある」と信じた⁵²⁾。ローズヴェルト大統領は、イギリスの見解を入念に検討してみたが、自分の心に思い浮んだのはただ一語、「視野が狭い (provincial)」という言葉であったとわざわざ下僚を通じてイギリス大使に伝えさせている⁵³⁾。これに対してイーデンは、すでに先のメモにおいて「ソ連の政策は没道義的であるが、アメリカの政策は、少くともアメリカの利害が関わっていないところでは、過剰に道義的である」と批判していた⁵⁴⁾。駐米大使ハリファックス (E. F. Halifax) は、ウェルズ國務次官との会見においてシニカルに、ソ連が戦中・戦後米英との協力を忠実に継続する保証の方がバルト諸国の独立よりも重要であろうと述べ、アメリカの立場は非現実的であると指摘している⁵⁵⁾。

英国の単独行動の可能性が増大するとともに、アメリカの指導者は、自国の参加なしに戦後処理の取りきめがなされるという危機感を強めた。アメリカにとって大西洋憲章のも一つの機能は、戦後処理の問題におけるアメリカの発言権を確保することであった。イギリスの独自行動によってこのような機能が失なわれる恐れが出てきた以上、アメリカは他の手段によって自己の発言権を確保しなければならなかった。おそらくここに、アメリカの指導者がこの時点ではじめて米ソの直接諒解を樹立しようと試みるに至った理由が

1950, 327 [邦訳, XIV, 173-4]; Woodward, II, 234-5; FR, 1942, III, 513.

50) Eden, II, 318-9; Woodward, II, 236-7; FR, 1942, III, 517-8. ソ連の史家トルハノフスキーは、このメモについて、イーデンは「あらゆる手段を尽くしてソ連がヨーロッパ問題の決定に参加するのを妨げ、ソ連から戦勝の果実を奪いとろうと努力した」と述べている。Трухановский, Антони Иден, 237 を見よ。ポーランドの史家コヴァルスキが「非常的に現実的」と評価しているのと対照的である。Kowalski, Wielka Koalicja, I, 168 を見よ。

51) FR, 1942, III, 520.

52) 同書, 542.

53) 同書, 521.

54) Eden, II, 319.

55) FR, 1942, III, 522.

あったように思われる。

注目すべきことは、米ソ間の直接接触の試みが大統領の個人的なイニシアティブに基づいて、国務省の頭越しに行なわれたことである。戦争中は、外交政策の重要決定が国務省を無視してホワイトハウスにおいてなされることが稀ではなかった。とくに対ソ政策については、かねてから両者のあいだに微妙な対立が存在した。国務省のスタッフは、原則主義の傾向が強かった。英ソ交渉に道義的・イデオロギー的反撥を感じていた国務省は、同じ理由から、似たような性格を持たざるを得ない米ソ交渉にも積極的となる理由を持ち得なかったであろう。これに対して大統領およびその側近は原則問題について、より柔軟な考えを持っていた。大統領にもっとも近い立場にあり、しばしばその対ソ政策の決定に参画したホプキンズ (H. Hopkins) は、国務省の「反ソ閥」について軽蔑をこめて語るのを常としていた⁵⁶⁾。

2月はじめに大統領は、個人的な特使ハリマン (A. Harriman) を駐英ソ連大使マイスキエのもとに送り、米ソ首脳会談の可能性を打診させた。ハリマンは、会談の場所として、アイスランドかベーリング海峡を提案したといわれる⁵⁷⁾。英国は米ソ直接交渉のニュースに大いに当惑し、繰返しその中止をアメリカ側に申し入れた。これに対してローズヴェルトは3月18日付のチャーチル宛書簡において「私は貴下の外務省や私の国務省よりも個人的にもっとうまくスターリンを扱えると思います」と答えている⁵⁸⁾。しかし首脳会談はスターリンの拒否に遭って成功しなかった。

米大統領は、3月12日に駐米大使リトヴィノフを引見して、英ソ交渉に関する自分の意見を伝えた。この会見については、アメリカ側の記録が残されていない⁵⁹⁾。しかし、当時アメリカからイギリスに伝えられた会見内容の詳細がイギリス側に残されており、また近年ソ連側の記録が部分的に公開されるようになった。イギリス側の記録によれば、ローズヴェルトはソ連大使に「合衆国のような大国の国内世論の重要性」に注意を喚起し、自分が重大な関心を寄せている問題についてスターリンから直接意見を求められなかったので「いささか当惑している」と述べた。大統領はさらに、アメリカはいまこの時点で特定の国境に関する条約に調印することはできないが、正当な安全保障の措置をとろうとするソ連の努力を戦後の適当な時期に支持するだろうと語り、問題は両国の信頼関係にかかっていると強調した⁶⁰⁾。ソ連側の記録によれば、ローズヴェルトは、彼個人とソ連政府のあいだには国境問題について「本質的にいかなる意見の相違もない。自分は戦争後ソ連にとって望ましい国境〔を画定すること〕についていかなる困難も予想していない。しかしいまこの問題を提起することは時期尚早と考える」と述べている⁶¹⁾。二つの記録のあいだには

56) C. E. Bohlen, *Witness to History*, New York 1973, 121-2. 国務省の対ソ政策に対する不満は、たとえば1942年5月29日のローズヴェルト＝モロトフ (B. M. Молотов) 会談についてのホプキンズの報告にもあらわれている。FR, 1942, III, 571-2 を見よ。ホプキンズは同年10月、ローズヴェルトに親露的な人物がロシアとの接触に任用されるべきであると進言している。R. E. Sherwood, Roosevelt and Hopkins, *An Intimate History*, New York 1948, 643 [邦訳：村上光彦, 「ローズヴェルトとホプキンズ」, 2巻, 東京 (みすず書房) 1957, II, 193-4]。

57) Майский, 243.

58) *Roosevelt and Churchill*, 196.

59) FR, 1942, III, 533, 脚註 64.

60) Woodward, II, 240.

61) *История второй мировой войны*, V, 68.

若干のニュアンスの相違があるが、基本的に同じ印象が得られると言ってよいだろう。すなわち、ローズヴェルトがソ連側に伝えようと欲したのはおおよそ以下の如くであった：アメリカ政府は当面国内世論に対する配慮から領土的取りきめに反対せざるを得ないけれども、大統領自身はソ連の要求を十分理解しており、いずれ時を見て公に支持するつもりでいる、ソ連側はこの大統領の言葉を信用して当面領土要求を強く押すようなことは控えて貰いたい。このようにアメリカ側は、領土問題において譲歩の用意があることを示唆していた。米ソ協調の利益が大西洋憲章の諸原則に優先することは、はじめからローズヴェルト個人外交の暗黙の前提をなしていたと言ってよい。

しかしローズヴェルトのイニシアティブは若干の点で非現実的な仮定に立っていた。ローズヴェルトはソ連の安全保障欲求について領土の拡大によってではなく、ドイツの軍縮のような代替手段によって満たし得るものと楽観視していた⁶²⁾。これについて英外務省は自己の経験に照して「スターリンは、ソ連の安全がバルト諸国のソ連編入を要求していると決定したからには、この決定の当否について議論しようとしないうまい」と警告している⁶³⁾。ローズヴェルトはまた、戦争終了まで公式の政策としてソ連の領土要求に反対し続けてもソ連の信頼を獲ち得る妨げとはならないだろうと信じた。ローズヴェルトはこうした反対が実際的な意味を持ち得ないことを承知していた：「バルト諸国の将来は、ロシア軍が前進するかどうかにかかっている。もし戦時中あるいは戦後にロシアがバルト諸国を占領するならば、合衆国もイギリスもこれを排除することができないだろう⁶⁴⁾」。ローズヴェルトは、こうした西側の認識をソ連に伝えることによって、その不信を取り除くことができると信じたのであった。これについて英外務省は、「スターリンは大統領の回答を、英米はどちらかといえばロシアがバルト諸国を回復しないことを望むが、もしロシアがそれに成功するなら英米としてどうこうできるものではない、と言うに等しいと考えるだろう。これは確かにスターリンにとってきわめて非協力的な精神状態と映り、英米からはロシアの利害のための真剣な考慮を期待できないという疑惑を確認するだけだろう」と警告している⁶⁵⁾。ローズヴェルトの二軌道政策は、たんにソ連の側の不信を招く危険があったばかりではなかった。それはまたアメリカ世論の側の不信を招く危険をも孕んでいた。そしてこの危険は、戦争中政府から大西洋憲章が連合国の戦争目的であると聞かされてきた世論が、戦勝の暁に、突然思いもかけない東欧の事態を見出したとき現実のものとなった⁶⁶⁾。

ソ連の西方国境問題における譲歩の用意は、おのずから東欧諸国が戦後の国際社会において演ずべき役割についての構想にも微妙な変化を齎らした。それまでこの問題について東欧連邦という形で具体的な構想を打ち出していたのはイギリスであり、アメリカは態度を明らかにしていなかった。しかしローズヴェルトは、3月7日にウェルズ國務次官に対して、「〔東欧連邦構想を唱導する亡命ポーランド政府首相〕シコルスキ (W. Sikorski) に、

62) Woodward, II, 240. なお *FR*, 1942, III, 116, 521, 524-5 を参照せよ。

63) *FR*, 1942, III, 525.

64) 1942年3月9日のハリファックスに対する言明。Woodward, II, 239.

65) *FR*, 1942, III, 532.

66) Moseley, 56. ローズヴェルトの二軌道政策の問題については Beitzell, 382-3 を参照せよ。

はっきりとアメリカ政府はこの構想を支持しないと言うべきだと思う。現在は戦後の小国の地位について云々すべき時ではないし、こうしたことはロシアとの深刻な対立の因となろう」という指示を与えている⁶⁷⁾。しかしアメリカ政府は、東欧連邦案に対するこのような方針の決定をさしあたりイギリス側にもソ連側にも知らせず、しばらくのあいだ成行を見守る態度をとった。

ローズヴェルトのイニシアティヴは、けっきょくソ連側の反応が全く得られずに終わった。マイスキー駐英大使は、イギリス政府に、ソ連は戦争目的問題でアメリカに話し合いを呼びかけたことも意見を求めたこともなく、この件はもっぱら英ソ間で処理すべきであって、アメリカを介入させるべきではないと伝えた。アメリカはこのようなソ連政府の意向をたんに間接的に知らされただけであった⁶⁸⁾。

2月下旬に、ソ連と妥協する必要についてのイギリスの確信を強めた新しい事実が報じられた。スターリンは、2月23日の赤軍記念日一般命令において赤軍の任務をもっぱら国土の解放に限定し、ドイツ国家の存続を認める意向を示した⁶⁹⁾。イギリスの外交当局は、これを独ソ単独講和の可能性を示すものと受けとめた⁷⁰⁾。もし独ソ単独講和が成立すれば、戦争目的に関するあらゆる原則論争が全く意味を失うだろうことは明白であった。

イギリス政府は、3月はじめに単独行動を決定した。チャーチルは、3月7日付のローズヴェルト宛の書簡において、「戦局が重大化するとともに、大西洋憲章の諸原則について、ドイツが攻撃したときのロシアの国境を否定するような意味に解釈するべきではない、と感ずるようになりました。……できるだけ早い時期にスターリンの望む条約に調印する件について、貴下からフリー・ハンドがいただけるものと期待します」と書き送った⁷¹⁾。3月26/27日のアメリカ政府への覚書⁷²⁾における背景説明は、イギリスの行動の動機をよく示している。覚書はまず、イギリスは「ヨーロッパの一国として」ロシアとの戦後協力を不可欠としており、あらゆる機会をとらえてスターリンと親密な信頼関係を打ちたてる必要があると述べている。これは、アメリカが自己の世界的な利害のために、ヨーロッパの利害を犠牲にするきらいがあることを警戒したものであった。つぎに覚書は、イギリス世論の動向に注意を促している。アメリカと異ってイギリスには、領土的取りきめに反対する世論の圧力がほとんど存在しなかった。世論は、むしろそのような譲歩を行なってもソ連との協力を密にすることを要求しており、もし譲歩を拒否した結果ソ連との関係が悪化すれば政府危機が勃発しかねない情勢であった⁷³⁾。第3に覚書は、西側大国、なかんずくチェンバレン内閣当時の経緯からイギリスは、ソ連に対して「誠意」を示す必要に迫られていると指摘している。イギリス政府の見解では、ソ連の西側に対する不信は、西側大国が過去20年間ソ連を対等と信頼の態度で遇して来なかったことに起因していた。したがってソ連側の不信を解消するためには、ソ連が西側の「誠意」の試金石とみなして

67) *F. D. Roosevelt. His Personal Letters, 1928-1945*, 2巻, New York 1950, II, 1290.

68) *FR, 1942*, III, 536.

69) *Сталин*, II [XV], 42 [邦訳, 47].

70) *FR, 1942*, III, 528; Woodward, II, 238. 独ソ単独講和の問題についてはのちに詳論する。

71) *Roosevelt and Churchill*, 186; Churchill, IV, 327 [邦訳, XIV, 175].

72) 詳細な要約が Woodward, II, 241-2; *FR, 1942*, III, 536-7 にある。

73) イギリス世論の動向については、*FR, 1942*, III, 528, 530-1, 538 を参照せよ。

いる西方国境問題で譲歩を行なう必要があった。さいごに覚書は、英国がソ連に実質的な軍事援助を行ない得ない現状では、スターリンの要求する政治的譲歩を拒むことができないと説いている。軍事と政治の関連の問題は、イギリス政府の指摘によってはじめて注目を浴びるに至ったが、戦争の進展とともにますます重要性を増し、東欧に関する連合国の戦争目的交渉において次第に決定的な役割を演ずるようになった。なおイギリス政府の覚書は、英ソ条約について、ポーランドとの国境を除く独ソ戦争勃発前のソ連西方国境の承認が主たる内容をなすこと、公開であること、アメリカは調印する必要がないこと等を承認している。

イギリスの強い態度に直面してローズヴェルトは、もし英ソ条約に住民交換の規定が挿入されるならば、アメリカの世論にとって受け容れ易くなるだろうと示唆した⁷⁴⁾。アメリカの意を受けてイギリスは、以後の対ソ交渉においてその努力を行なった。西側の意図は、ソ連の支配をあくまで拒否する東欧諸国、とくにバルト諸国の政治的難民を救済することによってアメリカの国内世論を納得させることにあった。しかし住民交換は、住民の意思に従って国境を画定するという大西洋憲章の規定とは逆に、人為的な国境に従って住民を移動させるという意味合いを含んでいた。それは実際に、千数百万人の強制移住という東欧史に前例を見ない思い切った措置を合法化することになった。住民交換の提案をなしたのは、大統領自身であった。国務省内部には英ソ条約を「バルト・ミュンヘン」とみなして、たとえ消極的な形であれ、アメリカがこれに関わりを持つことに批判的な空気が強かった⁷⁵⁾。

政治・軍事両条約のイギリス案は4月13日に、ソ連案は5月1日にそれぞれ相手側に手交された。両案は再び喰違いを見せた。これを煮詰めるための交渉が5月5日に開始されたが、結論はけっきょく5月20日のモロトフ訪英まで持ち越された⁷⁶⁾。主な対立点は、まずポーランドとの国境問題であった。両者は、この問題をさしあたり一般的な領土取りきめから除外することでは合意したものの、将来いかに取扱うかをめぐって鋭く対立した。12月のモスクワ交渉においては、スターリンはなお三者間で協定に達する方式を承諾していた。しかし5月のロンドン交渉では、ソ連側はイギリスがポーランドの東方国境問題において無関心を表明することを要求した。モロトフによれば、これはソ連がポーランドとの国境問題を条約に含めないという「譲歩」を行なったのに対してイギリス側がなすべき「譲歩」であった。しかしソ連は、交渉最終段階でこの主張を撤回し、妥協する態度を見せた⁷⁷⁾。ソ連の史書は、この点について若干異なった見解をとっている。それによれば、ソ連側はポーランドに関してもはじめから1941年国境の即時承認を要求し、これが容れられなかったことが原案破棄の直接の原因となったとされる⁷⁸⁾。この主張は史料による裏付けを欠くが、ソ連側が原案に対する関心を失うに至った真の理由を示すものとして示唆に富んでいる。第2の対立点は、東欧連邦問題であった。イギリス案が連邦構想を支

74) *FR, 1942, III, 538*; Woodward, II, 243.

75) *FR, 1942, III, 539-41*; Hull, II, 1171.

76) 英ソ両国の条約案のテキストおよび外交交渉の速記録は公開されていない。以下の記述は Woodward, II, 247-51; Eden, 327-9; Майский, 241-8; *FR, 1942, III, 559* に拠った。

77) *FR, 1942, III, 559*.

78) *История дипломатии, IV, 260*.

持していたのに対して、ソ連案はこれへの言及を欠いていた。ソ連側の立場は12月以来明らかに変化していた。しかしソ連は、ロンドン交渉においてもなお明確に東欧連邦構想拒否の態度を打ち出さなかった。6月9日に行なわれたモロトフと亡命チェコスロヴァキア政府大統領ベネシュ (E. Beneš) との会談において、ソ連側はチェコスロヴァキアとポーランドの連邦構想そのものには反対せず、たんに亡命ポーランド政府の反ソ的傾向に懸念を表明したのみであった⁷⁹⁾。第3は、ソ連に併合される地域の住民に住地選択権を与えるという問題であった。これは、イギリスがアメリカの要請に応じて全く新たに提起した問題であったが、ソ連側の強い抵抗に出遭った。ソ連はリトワニアのポーランド人のような少数民族の移住にのみ同意し、政治的な理由による移住を認めなかった。このような住民交換は、明らかに当初西側が意図していたものと大きく相違していた。第4は、秘密協定の問題である。ソ連側は再び附属秘密議定書という形で将来のヨーロッパの諸国境に関する一般的な取りきめを提案したが、イギリスの強い拒否に出遭った。ソ連側はただちに代案を示した。それは、イギリスがソ連のフィンランドおよびルーマニアとの相互援助条約、ソ連がイギリスのベルギーおよびオランダとの相互援助条約をそれぞれ承認し合うことを内容としていた。ソ連側は12月の交渉においてすでに同様の提案をなしていたが、協定に含めることは固執しなかった。しかし、ロンドンにおいては、外務人民委員は強硬にこれを主張した。イギリス側は、秘密取りきめに原則的に反対であること、ベルギーやオランダとの協定を考慮していないこと等を理由にして難色を示したが、ソ連側は秘密形式に固執しないとし、「たんに戦前〔独ソ戦争前-伊東〕に存在していたものを回復するというだけでは十分ではない。ソ連は北西と南西の国境地方の安全保障を計らなければならない⁸⁰⁾」という理由を挙げて交換条件なしの受け容れを迫ったのであった。

このような対立点のため、双方は次第に在来の基礎に立つ条約の締結に関心を失い始めた。他方において、領土取りきめを含む条約の締結を阻止しようとする新たなアメリカの圧力が加わった。ハル国務長官は、5月22日にイギリス政府に対して、もしそのような条約が締結されるならば、アメリカ政府は弾劾声明を出さざるを得ないだろうという強硬な申入れを行なった⁸¹⁾。アメリカの史家フェイスは、ハルの強硬姿勢がイギリスの方針に影響を与え、領土取りきめの阻止に決定的な役割を果たしたことを示唆している⁸²⁾。しかし、ハルの介入が実際にどれほどの意味をもったのかは明らかでない⁸³⁾。いずれにせよイギリス政府は、ハルの申し入れの遙か以前に、交渉が暗礁に乗り上げることを恐れて新しい基礎に立つ代案を用意していた⁸⁴⁾。それは、国境問題への言及を含まない長期同盟条約であった⁸⁵⁾。イーデンは交渉3日目にはじめてこの代案を提示した。予想されたようにソ

79) E. Taborsky, "Politics in Exile, 1939-1945," V. S. Mamatey, R. Luža 編集, *A History of the Czechoslovak Republic 1918-1948*, Princeton 1973, 339.

80) Woodward, II, 249.

81) Hull, II, 1172. ハルは、申入れの内容があまりに強硬であったために、大統領の承認が得られるかどうか危んだほどであったと伝えている。

82) H. Feis, *Churchill, Roosevelt, Stalin. The War They Waged and the Peace They Sought*, Princeton 1957, 62.

83) ハルの覚書が実際にイギリス政府に渡されたのかどうかについてさえ疑問がある。アメリカ外交文書の編者は、そのような文書の存在を確認できなかった。FR, 1942, III, 558 を見よ。

84) Woodward, II, 248-9. フェイスはこれに言及していない。

85) 草案テキストは、FR, 1942, III, 561-3 にある。

連側の最初の反応は、国境問題への言及を含まない代案に対してきわめて冷淡であった。マイスキーによれば、モロトフは本国政府に代案に対する自分の否定的な意見を打電した⁸⁶⁾。

国務長官のイニシアティヴとは別に、ローズヴェルト大統領は、英ソ交渉のなりゆきにアメリカが影響を及ぼし得る可能性を模索していた。先のイギリス政府の軍事と政治の関連についての指摘は、ローズヴェルトにとって示唆的であったと思われる。しかしアメリカの指導者は、この関連を逆の意味に、つまり軍事面での協力姿勢によってソ連の政治的譲歩を引き出し得るといふふうに把握したのであった。4月上旬に訪英したホプキンスは、イーデンとの会談において軍事的な提案が「イギリスに対するロシアの外交的要求から熱を奪う筈だとの大統領の信念」を印象づけようと試みた⁸⁷⁾。2日後の4月11日、ローズヴェルトはスターリンに書簡を送り、第2戦線問題を協議したいのでモロトフを派遣してほしいと申し入れている。軍事と政治の関連については、ソ連もまたこの間に認識するところとなっていた。マイスキーは5月はじめにイーデンに対して、もしイギリスが軍事援助を与えることができないのであれば、それだけますますソ連の条約案に同意し、政治的な援助を与えることが望ましいと語っている⁸⁸⁾。しかし、もしソ連が二つの援助のうちどちらか一つを選択することができ、またそうすることを強いられるならば、当時の情勢にあっては軍事援助を選ぶであろうことは十分予想され得た。スターリンは、イーデンが政治交渉のためにモロトフ派遣を求めたのに対しては肯んじなかった⁸⁹⁾が、ローズヴェルトが軍事交渉のためにモロトフ派遣を求めたのに対してはただちに応じている⁹⁰⁾。しかしソ連は、なお第2戦線樹立の主たる責任がイギリスにかかるものと信じ、まずイギリスと交渉することを望んだのであった⁹¹⁾。

しかしながら、実際の交渉の過程でソ連側は、イギリスが軍事援助についてはあまり積極的でないことを認識せざるを得なかった。とくにソ連側を失望させたのは、イギリスから第2戦線樹立の期日について確答を得ることができなかったことであつた。こうした情勢においてアメリカ大使ワイナント (J. G. Winant) が、交渉5日目の5月24日深夜、緊急にモロトフとの会談を求めた。ワイナントは、大統領と国務長官がともに領土取りきめに強く反対していることを伝え、第2戦線樹立の具体的な日取りについてはワシントンにおいて討議し得ることを示唆した⁹²⁾。この会談の直後にモロトフは、イギリス側に代案を考慮する用意があることを伝えている。代案は、若干の修正を加えて、2日後の5月26日に調印された。

86) Майский, 247.

87) Sherwood, 526 [邦訳, II, 87].

88) Woodward, II, 248.

89) 同書, 243.

90) *Переписка*, II, 21-2 [邦訳, II, 18-9]. この間の事情については Майский, 242 の叙述が示唆的である。

91) モロトフのチャーチルおよびローズヴェルトに対する言明を見よ: Churchill, IV, 332 [邦訳, XIV, 183]; *FR*, 1942, III, 576-7.

92) *FR*, 1942, III, 560. ワイナントに指示を与えたのは誰か、大統領か国務長官かは明らかでない。ワイナントの報告は兩名宛となっている。ワイナントは他のアメリカの大使と異って、国務省よりも大統領とより密接な関係をもっていたという印象を与える。その本国政府への報告はしばしば personal for the President となっている。

ソ連が突然譲歩を決めた理由は明らかでない。ソ連側の交渉当事者の一人であったマイスキーは、スターリンの指令の意図を測りかねている⁹³⁾。初期のソ連の史書は、ソ連の方針が交渉の途中で変化したことを認めていない⁹⁴⁾。最近の史書はこの事実を認め、それがソ連側の譲歩であったことを記すに至っている⁹⁵⁾。しかし、たとえば1975年発行の『第2次大戦史』第5巻が「ソ連政府は反ファシズム連合を固めるために英米との関係を強化せんとして、条約に自国の西方国境に関する条項を含めることを固執せず、たんにこれら国境を承認するというイギリス政府の公式声明を承知するにとどめた」と述べているように⁹⁶⁾、最近のソ連の史書もたんに一般的な動機を挙げるのみで、具体的にいかなる動機によってソ連政府が特定の問題について特定の時点で特定の決定を行なったのかという問題を明らかにしようとはしていない。イギリスの交渉当事者は、ソ連側が譲歩したのは第2戦線問題でアメリカの好意的な反応を期待したからだと推測した⁹⁷⁾。事実、関係者のあいだには、二つの問題の結びつきについて暗黙の諒解があったように思われる。チャーチルは、5月27日付のスターリン宛書簡において条約問題における譲歩に感謝し、「合衆国において、きっと実のある報酬が得られることでしょう」（強調は伊東）と書き添えている⁹⁸⁾。モロトフは、アメリカにおいてローズヴェルトに、自分はイギリスで新しい条約に調印してきたが「第2戦線に関する大統領の回答は何か」と強い調子で尋ねている⁹⁹⁾。外務人民委員は、実際に大統領から1942年中に第2戦線を樹立するという言質を引き出すことに成功した。駐ソ米大使スタンリー（W. H. Standley）は、しばらくのちに、少くともソ連側は、領土条項の撤回と第2戦線の樹立とのあいだにギヴ・アンド・テイクの関係があったと信じていると報告している¹⁰⁰⁾。このような事実を見れば、ソ連側の譲歩の主要な動機が第2戦線に対する期待にあったと仮定してよいだろう。

西側政府当局者は、領土取りきめを含まない英ソ条約の調印を大西洋憲章の勝利、英米の原則の勝利と感じた。しかし英ソ条約は、けっして戦争目的について連合国の合意が成立したことを意味しなかった。それは、たんに一切の問題の解決を不透明な未来に委ねただけであった。もしイーデンの当初の目的が、なおソ連の立場が弱いあいだにその将来の行動を拘束する条約を結ぶことにあったとすれば、これが達成されなかったという意味で英ソ条約は西側外交の敗北とさえ見ることができる。すなわち、ソ連の全西方国境はオープンのまま残され、ソ連とその西方隣国との関係は定義されず、東欧連邦案はソ連の認可を得ることができなかった。英ソ条約第5条後半の、両国は「領土拡大を求めず、他国の

93) Майский, 247.

94) Израэлян, *Дипломатическая история*, 66-70; Л. Н. Иванов, *Очерки международных отношений в период второй мировой войны (1939-1945 гг.)*, Москва 1958, 178-80.

95) *История дипломатии*, IV, 258-61; Трухановский, *Антони Иден*, 237-8.

96) *История второй мировой войны*, V, 69. なお条約調印に際してイギリス政府がソ連の西方国境を承認するという「公式声明」を出した事実は存在しない。

97) Eden, II, 329-30.

98) Churchill, IV, 338 [邦訳, XIV, 192]; *Переписка*, I, 47 [邦訳, I, 47]. 強調部分は原文では reward, ロシア語訳ではより明確に **соответствующее вознаграждение** となっている。チャーチル回顧録の邦訳は、誤って「反響」と翻訳している。

99) *FR, 1942*, III, 583.

100) 同書, 613.

内政に干渉しない¹⁰¹⁾」という規定は、あまりに抽象的でほとんど実質的な意味を持たなかった。これに対してソ連の要求によって挿入された同条前半の「両国の安全保障の利害を尊重して」という限定は、ソ連の安全保障観に照し合わせてみると、きわめて具体的な内容を持っていた¹⁰²⁾。ソ連の史家トルハノフスキーが、英ソ条約について、「ソ連の指導者にとって国境の問題が戦争終了時に形成される力関係に応じて決定されるだろうことは明白であった」と述べているのは興味深い¹⁰³⁾。

西側は、たんにソ連の将来の行動を拘束できなかつたばかりではなかった。当時もその後も忘却されがちであったのは、西側がソ連の譲歩を得るために大きな代償を払ったことである。西側は、第2戦線という形でソ連に軍事援助を与える道義的義務を負った。もしこの約束が果されなければ、ソ連は自己の戦争目的の追求において西側からなんら拘束を受けないと感ずるであろうし、西側もまたこれをやむを得ないと認めざるを得ないだろう。モロトフは、ワシントンからの帰途ロンドンに立ち寄ったとき、第2戦線の主たる兵力を提供する筈のイギリスから、ローズヴェルトの約束を裏付けるような言明を引き出すことができなかつた¹⁰⁴⁾。その後の事態の経過が示すように、英米は第2戦線の樹立をつぎつぎと延期し、ソ連側の期待を裏切ることになったのである。

英ソ条約の成立経過がゆくりなくも明らかにしたもう一つの問題点は、三大国のなかのほかでもなく唯一の純ヨーロッパ国家イギリスが、ヨーロッパ問題の処理における当事者能力を喪失しつつあることであつた。イギリスは、「ヨーロッパの一国として」責任ある行動をとることが可能であり、また望ましくもあると信じたが、結局アメリカの助力なしには英ソ条約を成立させることができなかつた。しかしこの事実の意味は、なおしばらくのあいだ他の二大国の十分認識するところとならなかつた。とくにソ連は、少くともヨーロッパ問題に関しては、イギリスを主たる交渉相手とみなし続けた。ソ連がこのような認識を改めるに至つたのは、ようやく戦争の最終段階であつた。そしてその瞬間からヨーロッパ問題、とくに東ヨーロッパ問題は、二大非ヨーロッパ世界強国のあいだで、世界的な利害調整の一環として処理される傾向をもつたのである。

4. 戦後秩序の模索

東欧に関する連合国の戦争目的交渉は、英ソ条約の締結後、小康状態に入り、1943年初頭に東部戦線における勝利が戦局の根本的な転換を齎らすまで大きな進展を見せなかつた。しかしこの時期に行なわれた若干の意見の交換は、三大国が戦後の国際社会において東欧諸国にいかなる役割をあてがおうとしているかをすでに象徴的に示していた。

ローズヴェルトは、英ソ条約の調印後ワシントンに飛来したモロトフに対して、同条約

101) *Roosevelt and Churchill*, 216; Churchill, IV, 339 [邦訳, XIV, 193]; Hull, II, 1171; Woodward, II, 255-6.

102) *FR*, 1942, III, 566.

103) Трухановский, *Антони Иден*, 238. 条約調印当時英外務省は、戦争終了時の力関係について、1月のイーデン・メモの精神から離れ、希望的観測を行なっている。*FR*, 1942, III, 585-6 を見よ。

104) イギリスとの事前協議なくして合意された米ソ・ワシントン・コミュニケは、1942年中に第2戦線を樹立することを謳っていた。イギリスは、このような声明は敵を欺く手段として悪くないという考えから署名したが、同時にソ連側に手交された覚書において、1942年中の大陸上陸計画は予測できない状況にかかっているという留保を行なっている。Woodward, II, 258-60; Churchill, IV, 342 [邦訳, XIV, 198-9] を見よ。

が領土問題を回避したことを高く評価し、「然るべきときにこの問題を提起しなければならないだろうが、今はその時ではない」と語った。これに対してモロトフは、自分は今はその時だと確信しているが、英米政府の希望を容れて譲歩したと述べている¹⁰⁵⁾。ワシントン会談においては、フィンランドに関する情報交換を除いて、特殊に東欧に関する問題は討議されなかった。しかしながら東欧問題は、この会談においてソ連側に伝えられたローズヴェルトの有名な戦後世界秩序に関する「4人の警察官」の理論のなかにおのずからその場所を見出している。米大統領の構想によれば、戦後は、米ソ英中の四大国のみが軍備を独占し、平和の維持にあたるべきであった。これはおのずから他の諸国が強制的に武装解除され、恒常的に査察されることを意味した。ローズヴェルトによれば、こうしたことは「大西洋憲章が含蓄しているものの一つ」であった。この「他の諸国」のなかには、すべての大陸ヨーロッパ諸国、したがって東ヨーロッパ諸国も含まれていた。ローズヴェルトは、米ソが強く主張するならばイギリスはこれに同意しよう、旧式の勢力均衡論は機能しないと結論づけている¹⁰⁶⁾。このように米大統領の構想においては、東欧の戦後処理は世界的な戦後処理の一環に過ぎなかった。イギリスの戦後処理案が、ヨーロッパ的な枠組のなかで構想されていたのと対照的である。おそらくこれが、ローズヴェルトがイギリス案を「視野が狭い」と特徴づけた理由であったと思われる。イギリスの指導者は、戦争後大陸ヨーロッパに権力の真空が生じることを恐れていた。これに対してアメリカの指導者はまさにそこに人為的に権力の真空地帯を創り出そうとしており、イギリスがこれに応じない場合には、米ソが共同して圧力を行使すべきであるとさえ考えていたのである。これは、事実上「米ソの共同支配による平和」を意味するものであったと言えよう。ローズヴェルトが2月以来しきりにスターリンとの直接会談を求めたのは、おそらくこのような関心に基づくものであったと思われる¹⁰⁷⁾。大統領の戦後構想は、将来の米ソ関係において東欧問題が英ソ関係におけるのとは全く異なった位置を占めるだろうことを暗示していた。

アメリカの構想に対してモロトフは、基本的に同意すると述べたが、フランス、トルコ、ポーランドのような野心的な諸国がこのような案を受け容れるかどうかを危惧し、また中国を四大国に加えることに異議を挟んだ¹⁰⁸⁾。外務人民委員のこうした留保は、ソ連がなおヨーロッパにおける勢力関係をその外交政策の中軸に据えていることを示した。

ローズヴェルトは「4人の警察官」の理論を意図的にイギリス政府に伝達しなかった。しかし、半年後外交ルートを通じてイギリス側に伝えられた「四大国理事会」案は、明らかに同じ発想に基づくものであった。同案に対してチャーチルがほとんど自然発生的に示した反応は、あたかも会談に同席したイギリス代表の発言のような観がある。すなわちチャーチルは、1942年10月21日付の外相宛の書簡¹⁰⁹⁾において、まず中国を四大国に加えることに反対し、これはアメリカがイギリスの海外帝国の解体をもくろんで支持票をかき

105) *FR*, 1942, III, 569.

106) 同書, 568-9, 573-4.

107) Kowalski, *Wielka Koalicja*, I, 201.

108) *FR*, 1942, III, 567, 573-4, 580.

109) Churchill, IV, 561-2 [邦訳, XV, 228-9].

集めようとしていることを示すものと断定している¹¹⁰⁾。予想されたように、チャーチルの主たる関心はヨーロッパにあった：「ロシアの野蛮が伝統あるヨーロッパ諸国の文化と独立を窒息させるならば、測り知れない災難であろう。……私はヨーロッパ合衆国に期待する。……私は〔ヨーロッパ〕理事会が旧大国と数個の連邦—スカンディナヴィア、ダニューブ、バルカン等—を含む10個位の単位から成り、国際警察を有し、プロイセンの武装解除を監視することを望む。もちろんわれわれはアメリカと種々の方法で最大限に協力しなければならないが、われわれの第一の関心はヨーロッパであり、〔他のヨーロッパ諸国民がわれわれの援助を待ち望んでいるときに〕ロシア人や中国人と一緒に閉じ込められてしまうことを決して欲しない」。このようにイギリスは、ソ連と同じくその外交政策の基軸をヨーロッパにおける勢力関係に据えていたが、そのヨーロッパ再編成計画はまさにソ連に対抗するためのものであり、東欧連邦構想はその重要な一環をなすものと考えられたのである。

このような戦後秩序に関する大構想が東欧問題の戦後処理に関する具体的な交渉となって結実したのは、ようやく1943年に入ってからであった。しかし三大国は、すでに1942年中にそれぞれ将来の交渉のための具体的な準備を開始したものと思われる。最近の研究は、アメリカのそうした作業の詳細を明らかにしている¹¹¹⁾。それによれば、アメリカ国務省は1942年春に戦後外交政策諮問委員会を設置し、その政治、領土、ヨーロッパ組織問題の3下部委員会に戦後処理の具体的な諸問題の検討を委ねた。これら下部委員会は、1943年夏までに多くの勧告を提出したが、その基調はおおよそ以下の如くであった：まず領土問題については、大西洋憲章の諸原則を守り、戦前の国境線の変更を最小限にとどめる。バルト諸国とポーランド東部地域について、ソ連はその要求を撤回しないであろうが、アメリカとしてはこれを承認するべきでない。ただしベッサラビアについては、ソ連への併合を認めてもよい。つぎに東欧連邦案については、この地域における平和・安全・繁栄を推進し、独露のあいだの平衡錘を創り出し、小国が大国と「権力政治的」同盟を結ぶのを防ぐために、これを支持すべきである。もっともソ連がこの構想を「防疫線 *cordon sanitaire*」の再版として疑惑の眼で眺め、自己の支配的な影響力が及ばないすべての連邦構想に反対するだろうことが予想される。さいごに亡命政府の帰還について、これは本来、ヨーロッパにおける勢力均衡を回復し、大陸を影響圏に分割しようとするイギリスの意図に沿うものであって、解放後民族の自決を実施するというアメリカの根本方針に反するものであるが、これら亡命政府が連合国の戦略、原則に同意し、自由選挙の実施を約束するならば、これを支持すべきである。

戦後外交政策諮問委員会の勧告は、1942年2月のハル長官の覚書と比較すると、格段に具体的な内容をもっていたが、なお共通の特徴を示していた。それは、アメリカの戦争目的をその実現手段との関連において把握しようとしていないことであった。たとえば、国境の画定、東欧連邦の組織、自由選挙の実施等、いずれについてもソ連の反対が予想された。しかし勧告は、予想されるソ連の抵抗を排する手段があるかどうかを全く問わず、い

110) これには根拠があった。ローズヴェルトはモロトフとの会談において、多くの島嶼と植民地を「弱体な国民」から取りあげることが提案している。FR, 1942, III, 580 を見よ。

111) Davis, 70-6.

わんやそのような手段がない場合に備えて代案を示すことをせず、たんに原則的な立場から望ましいと思われる計画のみを掲げていた。このような姿勢は、実際政治の文脈においては、対決主義か待機主義かに帰着せざるを得なかった。戦時同盟の必要が対決主義の回避を命じていたとすれば、勧告は、アメリカの史家デーヴィスが指摘しているように、その攻撃的内容にも拘わらず暗黙のうちに「まずソ連の出方を待ち、それから反応する¹¹²⁾」ことを推奨するものに他ならなかったのである。

これらの勧告は、國務省のスタッフと國務省周辺の外交専門家の意見をまとめたもので、当面の政府の決定とは関係がなかった¹¹³⁾。勧告は大統領に対してではなく、國務長官に対してなされたが、それが國務長官に達したかどうかさえ疑わしいと言わなければならない。勧告は1943年10月のモスクワ外相会談の前にハル長官に提出されたが、ハルが実際の討議においてそれを役立てた形跡はほとんどない¹¹⁴⁾。しかし勧告の内容は、多くのアメリカ外交の実施に携わった人々が戦争中一貫して保持し続けた理念であり、おのずからアメリカの戦争目的政策の形成に大きな影響を及ぼさないわけにはゆかなかった。

勧告の内容が必ずしも生かされなかったことは、東欧連邦案の例において明らかである。多くの勧告が提出されつつあった1942年夏、ロンドンを訪れた共和党の有力者ダレス(J. F. Dulles)は、英外相に、アメリカはイギリスの西ヨーロッパ衛星国ブロックの構想やその他のこの種の国家集団の構想にすべて反対すると語っている¹¹⁵⁾。当時のアメリカ外交の超党派性を考えれば、これは政府見解の非公式伝達と考えてよいだろう。このようにアメリカの東欧連邦案に対する消極的な態度は、たんにそれがソ連の疑惑を招く恐れがあるという理由にのみ基づいていたわけではなかった。それはまた、そのような国家連邦が必然的にイギリスの影響圏に入るだろうという恐れにも基づいていた。こうした態度は、ローズヴェルトの大構想の観点とも一致しており、その後も維持されたのであった。

東欧の戦後秩序に関するソ連の構想も徐々に明らかとなってきた。1942年6月、モロトフは、ワシントンからの帰途ロンドンに立ち寄って再びイーデンと会談を行なった。このときイーデンはモロトフに、当時たまたま進行中であったソ連=亡命ユーゴスラヴィア政府間協定の交渉と関連して、英ソ両国と小国との関係を一般的に規制する協定を提案した。それは、両国が事前の協議と諒解なしに小国と条約を結ぶことを慎しむという内容のものであった。英外相によれば、これは、両国のあいだで戦後処理について基本的な諒解が得られる前に、小国が両国のいずれかと戦後問題に関する条約を結ぼうと見苦しい競争を演じるのを防ぐためであった。イギリスの提案に対してモロトフは、さしあたり返事を保留したが、7月14日にマイスキー大使を通じて、ソ連政府はこの「自制令 self-denying ordinance」を受け容れると伝えてきた¹¹⁶⁾。イギリス側は、これによって一種の協定が成立したものと信じた。協定は、さしあたり全く無用の存在であるかのように思われたが、1年後ソ連=チェコスロヴァキア友好条約の締結をめぐって急にアクチュアルな意味を帯び

112) 同書, 76.

113) 同書, 70-1, 脚註 20.

114) *FR, 1943, I, : General, Washington 1963, 749-81.*

115) *Eden, II, 341.*

116) *FR, 1943, I, 624, 728; Woodward, II, 595.*

ることになった。しかしこのとき、協定の有効性に関して英ソ間に見解の対立が生じた。ソ連側は、当時マイスキー大使がイギリス側に「具体的な提案」をなすように要望したにも拘わらずイギリス政府がそのような提案をなさなかったため、この一件はなお予備的な意見の交換にとどまっておき、いかなる協定も成立していないと主張した¹¹⁷⁾。イーデンは、ソ連側からそのような要望を受けたことを憶い出すことができなかった¹¹⁸⁾。いずれにせよ、ソ連は、1年近くも回答を催促しなかったのであるから、「具体的な提案」を得ることにあまり熱心ではなかったと云えよう。このエピソードは、のちに大きな意味をもつことになった。

東欧連邦構想に対するソ連の消極的な態度は、すでに英ソ交渉の過程で明らかになっていたが、ソ連は7月の半ばにこの消極姿勢を一層強め、東欧連邦案に全面的に反対する態度を打ち出した。在英亡命諸政府へのソ連大使ボゴモロフ (A. E. Богомолов) は、7月16日に亡命チェコスロヴァキア政府外相ヤン・マサリク (J. Masaryk)、さらにその2週間後に同大統領ベネシュとそれぞれ会談し、ソ連がチェコスロヴァキアとポーランドとの連邦構想に好意をもっていないことを疑問の余地なく明らかにした¹¹⁹⁾。しかし、ソ連のこのような態度は、さしあたり東欧の関係政府に伝えられただけであって、英米に対してはなお伏せられていた。西側がこれを公式に確認する機会を得たのは、ようやく1943年に入ってからであった。

〔附記〕 本稿は文部省科学研究費による研究成果の一部である。

Eastern Europe in Allied War Aims 1941-1945

Takayuki ITO

It is true that today's political life of Eastern Europe reveals many features which have their roots in history of the individual countries of this area up to World War II. But no one would raise objections to the view that the present political physiognomy of East European countries has been definitely shaped by the events in the post-war period. In fact, the course of post-war developments of these countries was largely predetermined by the peace settlements right after the War. The author of the present article is primarily concerned about how the inter-Allied arrangements regarding Eastern Europe came into being.

But the problems of the Allied policy towards Eastern Europe during the War undoubtedly had much broader implications. There seems to be no end to the debate over the origins of the Cold War. There is, however, at least one point on which

117) *FR*, 1943, I, 728.

118) Woodward, II, 596.

119) Taborsky, 339; Wandycz, 81.

almost all writers agree: the Allied controversy over the future of Eastern Europe was a major cause. That is, the problems of Eastern Europe in the Allied war aims had a decisive meaning not only for the post-war developments of the countries directly involved, but also for those of the world as a whole. The present article, while keeping an eye on Eastern Europe, endeavours at the same time to clear up the problem how this issue was related to the affairs in the world at large.

The post-war peace settlements were a product of compromise in the inter-Allied negotiations about the war aims. At that time their compromise appeared to be ephemeral and precarious. Actually, a serious conflict soon broke out over the ambiguous legacy of the wartime compromise, and the world was brought on the verge of a Third World War. But curiously enough, the provisional arrangements have proved such an astonishing durability that until today practically no change has occurred to the international status of the East European countries which was established right after the War. This makes striking contrast to the inter-war period. How is this stability of post-war order in Eastern Europe to be explained? In search for an answer to this question, the author first tries to describe how the compromise was reached among the Big Three which had been seeking after divergent war aims, and secondly to analyze the logic of the Allied behaviour and the structure of the attained compromise. Special emphasis is laid on the two most important issues in the Allied war aims policy: territories and governments in Eastern Europe.

In the first part of the article which is presented here, the author traces the developments from the outbreak of the German-Soviet War to the battle of Stalingrad, relying on the published sources and the recent results of research in the USA, Great Britain, the Soviet Union, West Germany, and Poland. A summary of the details will be given, when the article has been completed in the subsequent issues of *Slavic Studies*.